

官報

號外 昭和十一年五月二十一日

○第六十九回 貴族院議事速記録第十一號

昭和十一年五月二十日(水曜日)午前十時十
六分開議

議事日程 第十一號

昭和十一年五月二十日
午前十時開議

第一 昭和六年法律第四十號中改正法
律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第一 自動車製造事業法案(政府提出、
衆議院送付)

第一讀會

第三 土地賃貸價格改訂法案(政府提
出、衆議院送付)

第一讀會

第四 土地賃貸價格改訂法案(政府提
出、衆議院送付)

第一讀會

第五 航路統制法案(政府提出、衆議院
送付)

第一讀會

第六 重要肥料業統制法案(政府提出、
衆議院送付)

第一讀會

第七 產飼處理統制法案(政府提出、衆
議院送付)

第一讀會

第八 蠶絲業組合法中改正法律案(政
府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 蠶絲業法中改正法律案(政府提
出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 昭和九年度歲入歲出總決算、昭
和九年度各特別會計歲入歲出決算報
告

算書報告 會議(委員長報告)

第十一 昭和九年度國有財產增減總計
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府
提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨
通牒ヲ受領セリ

國稅徵收法中改正法律案

本日第五部ニ於テ豫算委員古島一雄君ノ補
闕選舉ヲ行ヒシニ其ノ結果小久保喜七君當
選セリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセ

マス
〈角倉書記官朗讀〉

昨十九日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提
出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議
院ニ通知セリ

東北興業株式會社法案

東北振興電力株式會社法案

鐵道敷設法中改正法律案

岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道
及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ
關スル法律案

江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

商工組合中央金庫法案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

產飼處理統制法案可決報告書

蠶絲業組合法中改正法律案可決報告書

蠶絲業法中改正法律案可決報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

昭和六年法律第四十號中改正法律案

自動車製造事業法案

土地賃貸價格改訂法案

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理
法ノ特例ニ關スル法律案

航路統制法案

重要肥料業統制法案

同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府
提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨
通牒ヲ受領セリ

國稅徵收法中改正法律案

本日第五部ニ於テ豫算委員古島一雄君ノ補
闕選舉ヲ行ヒシニ其ノ結果小久保喜七君當
選セリ

○副議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ本日ノ
會議ヲ開キマス、日程第一、昭和六年法律
第四十號中改正法律案、日程第二、自動車
製造事業法案、政府提出、衆議院送付、第
一讀會、是等ノ二案ヲ一括シテ議題トスル
コトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
得

第二條ノ二 政府生産制限又ハ操業短縮
ニ關スル協定ニ付前條ノ命令ヲ發シタ
ル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルト

キハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ命令ノ
效力ヲ有スル期間ヲ限り當該產業ニ於

ケル企業ノ新設又ハ生産設備ノ擴張ニ
付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ

認メマス、小川商工大臣

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタ
メ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

昭和六年法律第四十號中改正法律案外一件
第一讀會

昭和六年法律第四十號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十九日

貴族院議長富田幸次郎

衆議院議長富田幸次郎

第三回 甲子年三月三十日

ヲ政府ニ届出ヅベシ

違反シ當該統制協定ニ依ラザル者

第二條ノ四 重要ナル産業ヲ營ム者ニシ

テ其ノ生産高又ハ販賣高ガ當該産業ニ

於ケル生産高又ハ販賣高ノ二分ノ一以

上ヲ占ムルモノヘ命令ノ定ムル事項ヲ

政府ニ届出ヅベシ

前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ

經テ政府之ヲ指定ス

第三條 政府第一條ノ統制協定又ハ前二

條ノ規定ニ該當スル者ノ生産若ハ販賣

ノ數量、販賣價格若ハ之ニ影響ヲ及ボ

スペキ取引條件ガ商品ノ圓滑ナル供給

ヲ妨ゲ又ハ不當ニ價格ヲ騰貴セシメ若

ハ價格ノ低落ヲ阻止シ其ノ他當該産業

若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業又

ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト

認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其

ノ變更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル

事項ヲ命ズルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキ

ハ第一條ノ統制協定ノ加盟者若ハ統制

協定ニ加盟セザル同業者又ハ第二條ノ

三若ハ第二條ノ四ノ規定ニ該當スル者

ニ對シ業務ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告

ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條第一項中「第一條第一項」ノ下ニ

「第二條ノ三又ハ第二條ノ四第一項」ヲ

加フ

第七條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ千

圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ

業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ自動車製造事業ト稱
スルハ命令ヲ以テ定ムル自動車又ハ自
動車部分品ノ組立又ハ製造ヲ爲ス事業
ヲ謂フ

第三條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ組

立又ハ製造ヲ爲ス自動車又ハ自動車部

分品ノ數量ガ命令ヲ以テ定ムル數量ニ
達セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第九條及第十條中「重要ナル産業ヲ營ム
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十一條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十二條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十三條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十四條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十五條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十六條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十七條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十八條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第十九條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第二十條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第二十一條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

第二十二條 自動車製造事業ヲ營マントスル
者」ヲ「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若

ハ營マントスル者又ハ第二條ノ三若ハ第
二條ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ改ム
附則第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ
改ム

間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ

限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコト

ヲ得

自動車製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ

事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可

ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 自動車製造會社ニヘ命令ノ許可

ル所ニ依リ第三條ノ許可ヲ受ケタル年

及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所

得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之

ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所

得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル

自動車製造會社ニハ其ノ免除セラレタル

事業ニ屬スル資本金額、從業者、營業用

ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入

ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ズ

第八條 自動車製造會社其ノ事業ノ爲必

要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認

可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日

ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入

稅ヲ免除ス

第九條 自動車製造會社ハ事業擴張ノ場

合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ

屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額

拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコト

ヲ得

第十條 自動車製造會社ハ政府ノ認可ヲ

受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充

ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依ル制限

ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ
社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍
ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借対照表ニ依リ會社ニ現存ス
ル財產ガ拂込ミタル株金額ニ満タザル
トキヘ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テ
ハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スル
モノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別
ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナ
シト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸
入ガ自動車製造事業ノ確立ヲ妨グルノ
虞アルトキハ政府ヘ命令ノ定ムル所ニ
依リ期間ヲ定メ自動車又ハ自動車部分
品ノ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第十二條 自動車又ハ自動車部分品ノ輸
入ニ因リ其ノ市價ノ低落ヲ來シ自動車
製造事業ノ確立ヲ妨グルノ虞アルトキ
ハ政府ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ關稅調
査委員會ノ議ヲ經テ期間ヲ定メ自動車
又ハ自動車部分品ニ對シ關稅定率法別
表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外其ノ物
品ノ價格ノ五割ニ相當スル金額以下ノ
輸入稅ヲ課スルコトヲ得

第十三條 自動車製造會社ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可
ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦
同ジ

第十四條 自動車製造會社其ノ事業ノ全
部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止
セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
リ政府ノ許可ヲ受クベシ

自動車製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議
ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ
受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條 政府ハ自動車製造會社ニ對シ
業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシ
ムルコトヲ得

政府ハ自動車製造會社ニ對シ業務及會
計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又
ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當
該官吏ヲシテ自動車製造會社ノ事務
所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所
ニ臨檢シ業務若ハ財產ノ狀況又ハ帳簿
書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス
證票ヲ攜帶セシムベシ

第十六條 政府公益上必要アリト認ムル
トキハ自動車製造會社ニ對シ自動車若
ハ自動車部分品ノ販賣價格若ハ販賣條
件ノ變更ヲ命ジ又ハ自動車若ハ自動車
部分品ノ需要供給ヲ調節スル爲必要ナ
ル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ自
動車製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張又
ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府軍事上必要アリト認ムル
トキハ自動車製造會社ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可
ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦
同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫
第十八條 政府第三條ノ許可、第十一條
ノ制限又ハ第十六條ノ命令ヲ爲サント
スルトキハ自動車製造事業委員會ノ議
可ヲ受ケザル事業計畫ヲ實施シタル
コトヲ得

トキハ自動車製造會社ニ對シ軍用自動
車又ハ其ノ部分品ノ製造、自動車ニ關
スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施
設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズル
コトヲ得

ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 自動車製造會社本法若ハ本法
ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲
ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲
ヲ爲シタルトキハ政府ヘ其ノ業務ヲ停
止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消
シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査
役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シテ許可ヲ受ケ
ズシテ自動車製造事業ヲ營ミタル者
二 第十一條ノ規定ニ依ル制限ニ違反
シ自動車又ハ自動車部分品ノ輸入ヲ
一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告
ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル
者

二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該
官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌
避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サ
ズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 附則第四項ニ掲グ者ニシテ同項
ノ規定ニ依ル範圍ヲ超エテ自動車製
造業ヲ營ミタルモノ

第二十一條 自動車製造會社第十六條又
ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキハ
其ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役
シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ

ヲ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 自動車製造會社左ノ各號ノ
一一ニ該當スルトキハ其ノ取締役又ハ其
ノ職務ヲ行フ監査役ヲ千圓以下ノ罰金
ニ處ス

一 第十三條第一項ノ規定ニ違反シ事
業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル
トキ

一 第十三條第二項ノ命令ニ違反シ事
業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル
トキ

三 第十四條第一項ノ規定ニ依リ許可
ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ
爲シタルトキ

四 第十五條第二項ノ命令又ハ處分ニ
違反シタルトキ

五 第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告
ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル
者

二 第十五條第三項ノ規定ニ依ル當該
官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌
避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サ
ズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第二十四條 自動車製造會社其ノ他ノ自
動車ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶
主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ
業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發ス
ル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反
シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ

一四四

故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發ス
ル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者
ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他
ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成
年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

附
則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ自動車製造事業ヲ營ム
者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ本法施
行ノ日ヨリ三月ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘
ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
前項ニ掲タル者前項ノ期間内ニ第三條ノ
許可ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ

昭和十年八月九日以前ニ於テ自動車製造事業ヲ開始シタル者又ヘ其ノ事業ヲ承繼シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ヲ營ムモノハ前二項ノ期間經過後ト雖モ第三條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十年八月九日以前ニ於テ營メル事業ノ範圍内ニ於テ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第十五條第一項第三項及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ自動車製造事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第三條ノ許

要ナル器具、機械又ハ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ三月間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル者第三條ノ許可ヲ受ケタルニ至ラザルトキハ其ノ輸入税ヲ徴収ス

第六項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ爲ス

○國務大臣(小川郷太郎君)　只今議題ト相
　　保ヲ提供セシムルコトヲ得
　　〔國務大臣小川郷太郎君演壇ニ登ル〕

成リマシタ重要産業統制法中改正法律案ニ付キマシテ、先づ提案ノ理由ヲ御説明申上
ゲマス、昭和六年法律第四十號即チ重要産業統制ニ關スル法律ノ制定セラレマシタ趣旨ハ、立法當時不況期ニ際シマシテ、無

統制デアツク我ガ産業界ニ、適正ナル規律統制ヲ與ヘテ業界ヲ安定セシメ、國民經濟ガ満了スルノデアリマス、併シナガラ時代ノ情勢ニ即シタ産業統制ノ強化ハ已ムヲ得ザル所デアリマシテ、産業界ガ好調ニナリマシテモ尙適正ナル統制ノ助長ハ之ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、即チ必要已ムヲ得ザル場合ニハ産業自由ノ原則モ之ヲ制限シ、適宜許可制度ヲ布キ得ルヤウナ途ヲ開キマスト同時ニ、他方最近ノ經濟情勢ニ應ジ、依存産業又ハ一般消費者ノ利益擁護ヲ期ス

ル爲メ、公益的見地ニ立ツテ所謂「カルテル」以外ノ企業獨占體デアル共販會社ヤ「トラスト」ヲモ取締ルノミナラズ、是等ノモノノ經濟力濫用ヲ防止スル爲ニヘ、特ニ價格ニ付テモ相當干涉シ得ルヤウ、適當ナル方策シタイト考ヘマシテ本案ヲ提出致シマシタヲ講ズル必要ガアリマス、仍テ同法ヲ改正次第デアリマス、今改正ノ主要ナル點ヲ申上ゲマスレバ、第一ハ適正ナル統制助長ノ實ヲ舉ゲマス爲ニ、第二條ノ規定ニ依ヅテ「アウトサイダー」等ニ對シ統制服從命令ヲ發シマシタ場合ニ於キマシテ、特ニ必要ナル場合ニハ當該產業ニ付テ許可ヲ受クルニアザレバ、新規事業ヲ爲シ得ザルヤウ、許可制ヲ布キ得ル途ヲ開キマシタコト、第二ヘ共同販賣事業ヲ營ム者ヤ、所謂「トラスト」ヲ取締ルコトト致シマシタコト、第三ハ一般消費者ノ利益ヲ擁護シ、其ノ他公益的監督ニ遺憾ナカラシムル爲メ、十分ナル考慮ヲ用ヒタコトデアリマス、其ノ他行政ノ實際ニ徴シマシテ、不備ノ點ヲ三改正致シマシタガ、是等法案ノ細目ニ亘ル説明ハ、委員會等ニ於キマシテ之ヲ申上ゲルコトト致シタイト思ヒマス、何卒御審議ノ上速力ニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス、次ニ自動車製造事業法案提案ノ理由ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、自動車製造事業ハ國最モ重要ナル地位ヲ占メ、之ガ發達ノ如何防上緊要缺クベカラザル事業デアリマスト共ニ、所謂基礎工業ノ一トシテ産業上モ亦

ル影響ヲ有スル次第アリマス、然ルニ斯業ハ未ダ本邦ニ於テ、其ノ確立ヲ見ルニ至特ニ最近ニ於ケル内外諸般ノ情勢ハ、國防ノ整備及產業ノ發達ヲ圖ル上ニ於キマシテ、要ハ夙ニ痛感セラレテ來タノデアリマス、斯業ノ本格的確立ヲ急務ト爲スニ至ツタノデアリマス、惟フニ自動車製造事業ノ本格的確立ノ根本方策ハ、斯業ヲ大量生産ノ基礎ノ上ニ確立スルコトニアルノデアリマシテ、従ツテ之ガ爲ニハ一般ニ最モ需要多キ、所謂大衆向自動車製造事業ノ確立ヲ圖ラネバナラナイノデアリマス、然ルニ我ガ國ニ於キマシテハ、既ニ自動車ノ部分品工業及小規模ノ自動車工業ハ、或程度ニ發達シ來リ、大量生産ノ基礎ノ上ニ立ツ、自動車製造事業モ亦漸ク發達ノ緒ニ就イタノデアリマスガ、未ダ幼稚ナル狀態ニアルノデアリマシテ、自動車ノ大部分ハ外國製ノ部分品ヲ組立テル外國系會社ノ供給ニ俟ツノ外ナキ現状ニアルノデアリマス、仍テ政府ニ於キマシテハ慎重ニ諸般ノ研究調査ヲ遂ゲマシテ、昨昭和十年ノ夏、大衆向自動車ノ製造事業ノ確立ニ關スル根本方策ヲ決定シ、之ヲ公ニ致シマシタ次第デアリマス、今回提案致シマシタ此ノ自動車製造事業法案ハ、右ノ根本方策ヲ骨子トシ、其ノ後ニ於ケル事業ノ推移及内外各般ノ情勢ノ變化等ヲモ十分考慮致シマシテ立案致シタノデアリマシテ、本邦自動車製造

事業ノ確立發展ヲ圖ル上ニ於キ、極メテ重要且緊切ナルモノデアルト著ヘルノデアリマス、而シテ本法律案ノ大要ハ、先づ大量生産ヲ基調トスル自動車製造事業へ、需給關係等ヲ考慮致シマシテ、之ヲ政府ノ許可事業トナシ、豫メ企業ノ濫立ヲ防止シ、以テ大量生産ノ基礎ヲ維持スルニ努メルコト、許可ヲ受ケタル事業ニ對シテハ國防上竝ニ產業上ノ見地ヨリ、適當ノナル助成竝ニ必要ナル統制ヲ行フコト、及内外ニ於ケル諸般ノ情勢トス業ノ國防上竝ニ產業上ニ於ケル重要性トニ鑑ミ、斯業ニ確立ヲ確保スル爲メ、必要ナル場合ニ於ニ輸入ノ制限又ハ關稅ノ増課ヲ爲シ得ル所アツテ設ケタルコト等デアリマス、何卒十分御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 質疑ノ通告ガ

ゴザイマシタ、大河内子爵ニ許可ヲ致シマス

(子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル)

○子爵大河内輝耕君 短期議會ニ度々皆様

ヲ御煩ヘセ致シマシテ誠ニ恐縮ニ存ジマス、併シ此ノ問題ハ外ノ問題ト違ヒマシテ、國民一般殊ニ財界ニハ至大ノ影響ヲ與ヘルモノニアリ、殊ニ現内閣成立以來、財界ニハ非常ニ不安ナ空氣ガ漂ヒマシテ、其ノ爲ニ株ノ暴落ヲ來シ、今後如何ナル政策ヲ政府

ガ執ラル、デアラウト云フコトハ、非常ニ憂慮ノ念ヲ以て迎ヘラレテ居ル此ノ際デア

リマス、ソレデ現内閣成立ノ時ニ於キマシテハ、此ノ内閣ヘドウモ非常ニ強力ナ統制

事業ノ確立發展ヲ圖ル上ニ於キ、極メテ重要且緊切ナルモノデアルト著ヘルノデアリマス、而シテ本法律案ノ大要ハ、先づ大量生産ヲ基調トスル自動車製造事業へ、需給關係等ヲ考慮致シマシテ、之ヲ政府ノ許可事業トナシ、豫メ企業ノ濫立ヲ防止シ、以テ大量生産ノ基礎ヲ維持スルニ努メルコト、許可ヲ受ケタル事業ニ對シテハ國防上竝ニ產業上ノ見地ヨリ、適當ノナル助成竝ニ必要ナル統制ヲ行フコト、及内外ニ於ケル諸般ノ情勢トス業ノ國防上竝ニ產業上ニ於ケル重要性トニ鑑ミ、斯業ニ確立ヲ確保スル爲メ、必要ナル場合ニ於ニ輸入ノ制限又ハ關稅ノ増課ヲ爲シ得ル所アツテ設ケタルコト等デアリマス、何卒十分御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望致シマス

是ハ明カナ事實デゴザイマス、併シ我々ノ監督ヲ行ヒ、干渉ヲ行フノデアルカト云フ

ノデ、財界舉ゲテ心配ヲシタト云フコトヘ、

ニ就カレタ川崎君ト云ヒ、小川博士ト云ヒ、

決シテサウ云フ無理ナコトヲオヤリニナル

御方デヤナイ、其ノ額觸レヲ拜見シタダケ

デモ、是ハ決シテ亂暴ナ政策ヲ行ハレル氣

遣ヒハナイダラウト云フコトハ確信致シテ

居リマシタ、殊ニ衆議院ニ於ケル質問應答

ノ情況ニ依リマシテモ、大體ニ於テ產業政

策ニ對シテハ自由經營ヲ以テ原則トスル、

サウシテ國家全體ノ必要ノアルモノニ付シ

ノ仕事ニ付キマシテハ、今後現行法ノ統制

ス、モウ少シは下ゲタラ宜カラウデヤナ
イカト云フヤウナ說モゴザイマス、或ハ又
之ニ反シテ、一方カラア、云フ勢ガアルノ
ダカラ、ドンノ上ゲハシナイカト云フヤ
ウナコトヲ言ツテ居ル人モアリマス、上ゲル
ガ宜イカ上ゲナイガ宜イカ、ソンナコトヲ
私ガ彼此申ス譯デヤゴザイマセヌガ、政府
ノ御方針ノアル所ヲ承レバゾレデ宜シ、

第五ハ「セメント」、「セメント」工業ハ御承
知ノ通り、「アウトサイダー」ノ關係ガ大分
ヤカマシノデゴザイマシテ、サウシテ外
地ト内地トニ瓦ツテ何等カノ統制ヲ加ヘナ
ケレバナラナイト云フコトヲ屢々言ハレテ居
リマス、之ニ對スル政府ノ御方針ヲ承リタ
イ、尙「セメント」會社ニ付キマシテハ、操
業縮ヲ半分モヤッテ居リマシテ、サウシテ
値ハ依然トシテ高イ、一割以上ノ配當ヲ
ヤッテ居ル、是ハ不良會社ヲ保護スル爲ニヤ
ルノダラウナント云フコトヲ新聞ニ書イテ
アリマス、是ハ新聞ノコトゴザイマスカラ
ラ、強チ私ハ之ヲ信用スル譯デモ何デモゴ
ザイマセヌガ、斯ウ云フコトニ付キマシテ
モ、政府ハ相當ナ統制ノ御意見モアラウカ
ト存ジマシテ、此ノ點モ伺ヒマス、第六ハ
砂糖、砂糖ハ御承知ノ通り「カルテル」ヲ
造ツテ居リマス、「カルテル」ヲ造ツテ居レ
バ、是ハ或ヘ値上ニナリハシナイカト云フ
ヤウナ聲モアルヤウニ聞イテ居リマスガ、
之ニ付キマシテ何カ又政府ガ、價格ノ統制
デモオヤリニナルヤウナ御考デモアルカ、
之ヲ伺ヒタイ、以上ノ數品ハ財政上カラ云ツ

テモ、經濟上カラ云ツテモ、非常ナ重大ナ關
係デゴザイマスカラ、之ヲ政府ガ如何ニ統
制セラレルカト云フコトハ、財界一般ノ重
大ナル關係ノアル仕事ト存ジマスカラ、甚
大商工大臣御迷惑ト存ジマスルガ、財界ヲ
安心セシメルト云フ目的ヲ以チマシテ、成
ルベク詳細ニ具體的ノ御答ヲ御願ヒ致シタ
イト存ジマス

〔國務大臣小川郷太郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(小川郷太郎君) 大河内子爵ノ
御質問ニ御答ヘ申上ゲマス、第一ノ御質問
ハ、產業統制政策ノ根本義トモ拜承致シマ
シタノデアリマス、政府ハ組閣ノ當時聲明
シマシタ通リニ、產業ノ發展、貿易ノ伸張
ニ力ヲ盡シテ、更ニ又國民生活ノ安定向上
ニ努ムルト云フコトヲ政綱トシテ居リマ
ス、此ノ政綱ハ、各人ノ自由ナ創意ト活動
ヲ前提トスル、現在經濟機構ノ下デ行ハ
レルベキモノデアルト考ヘテ居リマス、
世間往々統制經濟トカ何トカ云フ名ノ

ナリ或ハ共產主義ナリ、或ハ計畫經濟主義

シタダケデスラ、產業界ガ不要ニナッタト云
フコトニ依ツテモ、之ヲ知ルコトガ出來ルノ
デアリマス、政府ハ飽ク迄モ現在ノ經濟機
構ノ下デ、產業ノ發展貿易ノ伸張ヲ期シ、
國民生活ノ安定ヲ期セムトスルモノデアリ
マス、之ニ依ツテ財界ノ不安ヲ一掃シタトイ
考ヘテ居ルノデアリマス、併シ現在ノ經濟
機構ノ下デ產業貿易ノ伸張、國民生活ノ安
定ヲ期スト申シマシテモ、全然自由放任ノ
產業政策ヲ行ヘムトスルモノデハナイノデ
ス、現在ノ經濟機構ノ齋ス弊害ハ之ヲ矯メ
ナケレバナリマセヌ、ソコニ產業自由ノ原
則ニ產業統制主義ヲ加ヘテ行ク必要ガアル
ノデアリマス、蓋シ現在ノ經濟機構ノ下ニ
於キマシテハ、無謀、不當ノ競争ガ起ル、
甚ダシキハ重複投資ヲ敢テ致シマシテ、以
テ產業界ヲ不安ナラシムルコトガアルノデ
アリマス、又經濟力ノ濫用ニ依リマシテ、
其ノ產業ニ依存シテ居ル所ノ產業ヲ不當ニ
脅威シ、又ハ一般消費者ノ利益ヲ害スルコ
トモ起ルノデアリマス、產業ノ發展、貿易
ノ伸張ヲ圖ルカラニハ、其ノ產業界ノ不安
ニ陥ルコト、又依存產業ガ厭追サレルコト、
傳ヘラレマンテ、經濟界ニ不安ヲ醸シタト
トカ云フヤウナモノヲ實行セムト考ヘテ居
ル者モアルノデアリマス、サウ云フ考方ガ誤リ
シテ此ノ社會主義トカ、共產主義トカ云フ
云フコトモアツタヤウニ思フノデアリマス、
ソレヲ其ノ儘ニシテ置ク譯ニハ行カナイノ
デアリマス、又國民生活ノ安定ヲ圖ルカラ
ニハ、一般消費者ノ利益ヲ害セラレルノヲ
見テ、其ノ儘ニシテ置ク譯ニハ行カナイ、
ソコニ此ノ統制主義ガ入ツテ來ルノデアリ
マス、又今日ノ財界ヲ觀マスト云フト、外
デ其ノ統制經濟ノ名ノ下デ、或ハ現在ノ經
濟政策ニ依リマシテ、產業界ガ不安

濟機構ガ打壊レルノデヤナイカト人ガ想像
シタダケデスラ、產業界ガ不要ニナッタト云
フコトニ依ツテモ、之ヲ知ルコトガ出來ルノ
デアリマスカラ、ソコニ一ツノ統制主義ガ入ツ
テ來ルノデアリマス、ソレデ現ニ行ハレテ
居リマスル重要產業統制法ハ、產業自由ノ
原則ニ統制主義ヲ加ヘル趣旨ノ下デ立法セ
ラレテ居ルノデアリマスガ、此ノ法律ハ財
界不安ノ眞只中ニ、產業ヲ不安カラ救ハム
コトヲ眼目トシテ出來テ居リマス、其ノ目
的ハ大體ニ達成セラレタノデアリマス、然
ルニ今日ニ於キマシテハ、財界ノ背景ガ其ノ
當時ニ比シテ大イニ異ルモノガ出テ來タノ
デアリマス、勿論今日ト雖モ無暴不當ノ競
争ニ依ツタリ、又ハ重複投資ニ依ツテ此ノ產
業界ノ不安ヲ招イタリ、或ハ國民經濟全般
ノ上カラ見テハ無駄ナコトヲスルヤウナコ
トガナイデモアリマセヌデスガ、更ニ此ノ
經濟力ノ濫用ニ依リマシテ、其ノ產業ニ依
存シテ居ル產業ノ利益ガ脅カサレタリ、又
一般消費者ノ利益ガ脅カサレタリスルコト
モ起ツテ來ル虞ガアルノデアリマス、茲ニ於
テ現行產業統制法ヲ改正致シマシテ、共販
會社ヲ取締リ「トラスト」ヲ取締リ、更ニ公
益規定ヲ以テ消費者ノ利益ヲ擁護スルト云
フ趣旨ヲ強メテ行カウト考ヘタノデアリマ
ス、要スルニ從來ノ立法ニ比シマシテ、產
業統制主義ヲ一層強化セムトスルモノデア
リマス、重要產業統制法ハ法律ニモ規定シ
テアリマス通リニ、生産販賣ニ關スル產業
ニ付テ、產業統制策ノ一般法ト是ハ見ルベ
キモノデアリマス、然ルニ特殊ノ產業ニア

リマシテハ、特ニ之ガ發達ヲ促シテ、又國防上ノ要求ニ應ズル爲ニ、此ノ一般法ノ規定ノミデハ不十分デアル、更ニ統制ヲ強化セネバナラヌモノモアル、ソレハ特別法ニ依ツテ其ノ趣旨ヲ貫カウトスルノデアリマス、只今大河内子爵カラ御述ベニナリマシタヤウナ瓦斯、石油、自動車、鐵、サウ云フヤウナ色々ナ事業ハ、特ニ統制ヲ強化スル必要カラ、特別法ガ規定セラレテ居ノデアリマンテ、今上程セラレテ居リマスル自動車製造業法モ、其ノ趣意ニ外ナラナイノデアリマス、ソレカラ後ニ上程セラレムトシテ居リマス所ノ重要肥料業統制法モ亦其ノ趣意ニ外ナラヌノデアリマス、デ今後ニ於キマシテモ、產業上、國防上ノ必要ニ依リマシテ、此ノ一般法ヨリモ更ニ統制ヲ強化スル必要ガアリマシテ、立法ヲ要スルコトガアルト考ヘテ居リマス、要スルニ自由ヲ基調トシ、各人ノ自由確保ヲ認メ、產業ノ發達ヲ圖ルト共ニ、國民生活ノ安定ヲ圖ル趣旨ニ依リマシテ、其ノ産業ノ狀態、國民經濟ノ情勢、社會上ノ情勢、國防上ノ必要ニ依リマシテ、其ノ時、其ノ場合ニ應ジテ適當ナル統制ヲ加ヘムトスルモノニアリマス、現在ノ經濟機構ニハ資本主義ト云フモノガアリマスガ、若シサウ云フ言葉ヲ使ヒマスナラバ、此ノ産業統制主義ハ其ノ資本主義ヲ是正スルモノデアルト、斯ウ考ヘテモ差支ナイト存スルノデアリマス、是デ大體產業統制政策ノ根本義ニ關スル御答

「御質問へ、紙、麥酒、「ガソリン」、鐵、
セメント、砂糖等ニ付テ特ニ御尋ガアリ
マシタ、是ハ斯ウ云フ事業ノ内容ニ付キマ
シテハ、色々ナ材料ヲ持ツテ居リマスガ、餘
リ細カナコトハ却テ御聽苦シイト思ヒマス
カラシテ、ソレハ委員會デ能ク御話致シマ
スガ、大要ニ付テ御答ヘ申上ダマス、第一
ハ紙デアリマスガ、大河内子爵ノ述べラレ
マシタヤウナ心配、又多少ノ誤解モアリマ
スガ、色々宣傳モ言ハレテ居ルヤウニ思フ
ノデアリマス、紙ハ製紙聯合會ト云フ「カル
テル」ガ餘程以前カラアツタノデアリマス、デ
是ハ新聞紙以外ノ用紙ニ付キマシテ色々協
定ヲシテ居ルノデアリマス、此ノ値段ガ高
クナルト云フ心配モアリ、世間ノ色々ノ批
評モアリマシタノデ、現ニ行ハレテ居リマ
ス産業統制法ニ依リマシテ、實ハ昭和九年
ノ四月ニ此ノ「カルテル」ニ對シテ警告ヲ發
シタノデアリマス、デ其ノ當時ノ値段ト今
日ノ値段トヲ比べテ見マスレバ、今日ノ値
段ノ方ガ下ツテ居ルノデアリマス、デ法律ノ
權威ハ何モナイト云フ世間ノ批評モアリマ
スケレドモ、サウデモナイト考ヘルノデア
リマス、ソレカラ新聞紙ノ用紙デアリマス
ガ、是ハ今日ハ一つノ會社ニ依ツテ製造サ
レテ居リマス、謂ハバ「トラスト」ニナツデ
居ルト言ツテ宜シイノデアリマス、所ガ其ノ
「トラスト」ハ現行法デハ取締ルコトガ出來
ナイノデアリマス、ソコデ今度ノ改正法律
案ハ、其ノ「トラスト」ヲ取締ル規定ヲ置イ

シ新聞紙ノ用紙ガ不當ニ騰貴スルトカ、或ハ下ルベキモノヲ不當ニ阻止スルトカ云フ
ヤウナコトガアリマスレバ、第三條ノ規定ヲ發動セマシテ、ソコニ一ツノ統制ガ加ヘラレルコトニナルノデアリマス、ソレデソレカラ次ハ麥酒デアリマスガ、麥酒モ昭和八年ノ七月ニ日本麥酒會社ト日本麥酒鑪泉會社ガ合併致シマシテ、是ガ非常ナ供給量ヲ持ツテ居ルノデアリマシテ、謂ハヽ是ハ「トラスト」ニナルトモ考ヘラレルノデアリマス、ソレガ九年ノ三月ニ大日本麥酒會社ト麒麟麥酒會社ガ共販會社ヲ造リマシタノデ、是ハ一つノ「カルテル」ト見ラレルノデアリマス、ソコデ此ノ共販會社ガ出來マシタニ付キマシテ、此ノ値段ヲ不當ニ上ガテ行ク虞ナキヤト云フ心配モアリマシタノデ、斯ガ、別ニ此ノ法律ハ發動ハサセマセヌデト指定シタノデアリマス、指定シマシタノデ届出ノ義務モ出來テ來マシタノデアリマシテ、重要產業統制法ノ監督ヲ受ケルト云フコトニナツチ、實ハ値上リハ阻止セラタト見テ宜カラウト思フノデアリマス、其ノ大日本麥酒會社ハソレ自身「トラスト」トナツチ居リマスガ、其ノ「トラスト」ハ現行法デハ取締ルコトガ出來ナインデアリマス、所ガ日本麥酒會社ハソレ自身「トラスト」トナツチ居リマスガ、其ノ「トラスト」ハ現行法デハ

此ノ「トラスト」ニ付キマシテハ、此ノ改正法
律ガ出来マスルト云フト、前ニ申シマシタ
ト同ジ趣旨デ、十分ノ取締ガ出来ルノデア
リマス、ソレカラ第三ハ「ガソリン」デアリ
マスガ、「ガソリン」ハ昭和七年ノ十一月ニ之
ヲ重要産業ト指定シタノデアリマス、ソレ
カラ九年ニ御承知ノ通リニ石油業法ガ出来
タノデアリマス、ソコデ販賣ニ關係致シマ
シテハ、矢張リ此ノ重要産業統制法モ適用
サレル譯デアリマシテ、重要産業統制法ト
石油業法トガ兩方行ヘレテ居ルヤウナ形デ
アリマス、デ唯茲ニ問題ニナツテ御尋ニナリ
マシタノハ、「ガソリン」ガ値上リガアル、デ
ソリン」ヘ御承知デモアリマセウガ、實ハ
日本ノ市場ニ於キマシテハ、供給過剰ト云
フコトデアラウト思フノデアリマス、「ガ
ソリン」ヘ御承知デモアリマセウガ、實ハ
日本ノ市場ニ於キマシテハ、供給過剰ト云
フヤウニナリマシテ、外國ノ供給會社ガマ
ア畢竟スルニ日本ニ一ツノ授賣ヲシテ居ツ
タヤウナ形モアルノデアリマシテ、世界ノ
標準ノ値段ヨリハ下ツテ居ツタノデアリマス、
最近ニ其ノ外國會社ノ態度ガ違ツテ來、サウ
シテ供給會社ノ狀態ガ變ツテ來マシタノデ、
レバナラスト云フコトニ相成ツタノ、デアリ
マス、敢テ此ノ重要産業統制法ナリ、石油
業法ノ運用ガ十分ニ出來ナイデ、或ハ監督
ガ緩過ギテ、サウ云フ風ニナツタノダトヘ考
ヘ得ラネイノデアリマス、是ハ何分石油
業ヲ日本ニ於テ守リ立テ行クト云フコト

ヲ考へ、世界ノ市場關係ヲモ見マシテ、「ガソリン」ノ最近ニ於ケル値上ヘ已ムヲ得ザ
ルモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、
鉄鐵ニ付テ申上ゲマスレバ、日本製鐵會社
ガ先ヅ謂ヘバ「トラスト」、ソレ自體「トラス
ト」ニナッテ居ルトモ考ヘラレルノデアリマ
スガ、併シ是ヘ日本製鐵業、日本製鐵會社
法ト云フ特別法ニ依ツテ「コントロール」ヲ
サレテ居ル譯ニアリマス、最近鉄鐵ノ價ハ
上ツテ居リマス、ソレデヘ此ノ法律ノ「コン
トロール」ハ十分行カヌノデヤナニカト云
フ御疑ガアルダラウカト思ヒマスガ、是ハ
御承知ノ通リ鉄鐵ノ需要ガ近年ニ於キマシ
テ非常ニ大トナツテ來マシテ、供給ガ之ニ副
ヘナインデアリマス、サウ云フ關係カラ此
ノ鉄鐵ノ價ハ上ツテ居ルト思フノデアリマ
ス、ソレカラ重要ナル鋼材製品ニ付キマシ
テヘ、日本製鐵ト「アウトサイダー」ト協定
致シマシテ共販會社ヲ造ツテ居リマスカラ、
是ハ產業統制法ニ依ツテ又監督ヲシテ行ク
譯ニアリマス、此ノ方面ノ問題ハ世間デサ
シテヤカマシクナツテ居ルトヘ考ヘテ居リ
マセヌ、唯鉄鐵ニ付キマシテ議論ガアルト
思フノデアリマスガ、ソレヘ前申上ゲマシ
タヤウナ事情デアリマス、ソレカラ第五、
「セメント」デアリマスガ、此ノ「セメント」
ハ御承知ノ通リニ非常ニヤカマシイ問題ヲ
惹キ起シテ居ルノデアリマスガ、實ヘ產業
統制法ガ行ハレテ、一番能ク發動シタモノ
ガアルト云フナラバ、此ノ「セメント」業ニ

對シテデアリマス、第二條ノ發動ト共ニ別ニ
ノデアリマス、ソレデ此ノ發動ト共ニ別ニ
値下ヲ命ジタノデアリマス、其ノ値下ヲ命
ジタニ依リマシテ、「セメント」ノ價ハ相當
下ツテ居ルト思フノデアリマス、產業統制法
ガ相當ニ利キ目ノアツタト云フコトハ、此
ノ「セメント」業ニ於テハ、最モ是ハ證明セ
ラレルノデアリマス、ソレニモ拘ラズ、今
日ニ於キマシテハ「アウトサイダー」ガ生產
設備ヲ増加スルト云フヤウナ色々ナコトガ
アリマシテ、ナカノ此ノ業界ガ安定シマ
セヌ、ソコデ此ノ「セメント」ニモ當嵌ルコト
デアリマスガ、斯ウ云フ場合ニ於キマシテ
ハ必要ニ依ツテハ許可制度ヲ執ルカモ知レ
マセヌシ、又是ガ今回ノ改正案ノ一ツノ箇
條ニナツテ居リマス、此ノ箇條ガ勵イテ行キ
マス時分ニハ、又此ノ「セメント」界へ依ツ
テ以テ更ニ安定スルコトガ出來ルダラウト
豫期シテ居ルノデアリマス、最後ニ砂糖デ
アリマスガ、砂糖ハ昭和七年ノ十一月ニ之
ヲ重要產業ト指定致シマシテ、九年ノ十二
月ニ警告ヲ致シマシテ、ソレ以後ニ於キマ
シテ値上リヘナイヤウニ考ヘテ居リマス、
多少ノ警告ヲ發シテカラ後チヨット下ゲマ
シテ、又少シ上ツテ居リマスガ、併シ警告當
時ニ比シマシテ、値上リヘアリマセヌ、今
後此ノ改正法ガ行ハレルト云フコトニナリ
マスレバ、第三條ニ消費者ノ利益ヲ擁護ス
ルト云フ詳細ナル規定ガ設ケラレテ居リマ
シテ、不當ニ高クナル、安クナルモノヲ不
當ニ阻止スルトカ云フヤウナ場合ニハ、茲

第三條が發動致シマシテ、サウシテ適正
ナル消費者ノ利益ヲ擁護シテ行クト云フヤ
ウナコトニ相成リマスノデ、今後ニ於キマ
シテハ、モット社會ノ要求ニ應ジテ、經濟力
ヲ濫用ヲスルモノヲ抑ヘテ行キ得ルト思フ
コトト考ヘテ居ルノデアリマス、大體御質
問ニ御答ヘ致シマシタガ、尙詳細ナルコト
ハ數字ニモ互リマスルカラ、委員會デ申上
ゲタイト存ジマス

昭法院

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、十一
地賃貸價格改訂法案、政府提出、衆議院送
付、第一讀會、中島政務次官

土地賃貸價格改訂法案

貴族院議長 富田幸次郎
衆議院議長 近衛文麿

第一條 政府八地租法第九條第一項ノ規

第一條 政府ハ地租法第九條第一項ノ規定ニ依リ昭和十三年一月一日ニ於テ土地ノ賃貸價格ヲ改訂シ昭和十三年分ヨリ改訂賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第二條 改訂賃貸價格ハ各地目毎ニ昭和十一年四月一日ニ於テ土地ノ情況類似スル區域内ニ於ケル標準ト爲ルベキ土

第二條 改訂賃貸價格ハ各地目毎ニ昭和

第二條 改訂賃貸價格ハ各地目毎ニ昭和廿一年四月一日ニ於テ土地ノ情況類似スル區域内ニ於ケル標準ト爲ルベキ十二

地ノ賃貸價格（標準賃貸價格）ニ依ル

前項ニ定ムモノノ外賃貸價格ノ算定

ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ

定ム

第三條 昭和十一年四月一日後昭和十二

年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ賃貸價

格ヲ設定シ又ハ修正シタル土地ノ改訂

賃貸價格ハ地租法第九條第三項ノ例ニ

準ジ之ヲ定ム

昭和十一年四月一日後昭和十二年十二

月三十一日迄ノ間ニ於テ分筆又ハ合筆

ヲ爲シタル土地ノ改訂賃貸價格ハ其ノ

分筆又ハ合筆前ノ土地ニ付前條ノ規定

ニ依リ定メラルベキ賃貸價格ヲ地租法

第三十三條ノ例ニ準ジ配分又ハ合算シ

テ之ヲ定ム

第四條 改訂賃貸價格ニ依ル各土地ノ地

租額ガ從前ノ賃貸價格ニ依ル地租額ノ

四倍ヲ超エルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル

金額ニ相當スル地租ハ昭和十五年分迄

之ヲ免除ス

第五條 第二條第一項ノ區域及標準賃貸

價格ハ賃貸價格調査委員會ノ議ニ付シ

政府ニ於テ之ヲ定ム

第六條 稅務署長ハ第二條第一項ノ區域

及標準賃貸價格ノ調査書ヲ作成シ之ヲ

賃貸價格調査委員會ニ提出スベシ

第七條 各稅務署所轄内ニ賃貸價格調査

市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃貸價格調

査委員會ヲ置クコトヲ得

第八條 賃貸價格調査委員會ハ之ヲ置ク

ペキ區域内ノ各市町村ニ於テ地租納稅

義務者ノ選舉シタル調査委員ヲ以テ之

ヲ組織ス

各市町村ニ於テ選舉スペキ調査委員ノ

數ハ市ニ在リテハ十人、町村ニ在リテ

ハ一人トス但シ市町村ノ情況ニ依リ命

令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第九條 選舉期日前十五日ノ現在ニ於テ

地租名寄帳ニ納稅義務者トシテ記載セ

ラレタル個人（地租法第七十條又ハ第

七十三條第一項但書ノ規定ニ依リ地租

ヲ免除セラル者又ハ地租ヲ徵收セラ

レザル者ヲ含ム）ハ當該市町村内ニ於

テ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選

舉セラルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一

ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 投票及開票ニ關スル事務ハ市町

村長之ヲ擔任シ其ノ他ノ選舉ニ關スル

事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第十一條 稅務署長ハ調査委員ノ選舉期

日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ

少クトモ選舉期日七日前ニ之ヲ公示ス

ベシ

前項ノ公示ニハ投票及開票ノ日時及場

所ヲ記載スベシ

第十二條 調査委員ノ選舉ハ無記名投票

ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ

投票所ニ到リ被選舉人一人ノ氏名ヲ投

票用紙ニ記載シテ投票スベシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之

ヲ選舉人ニ交付スベシ

第十三條 市町村長ハ當該市町村内ニ於

テ選舉資格ヲ有スル者ノ内ヨリ一人ノ

立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシ

ムベシ

立會人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當

後五年ヲ經ザル者

法人ニシテ地租ノ納稅義務ヲ有スル者

ハ前項ノ規定ニ準ジ調査委員ヲ選舉ス

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ選舉ニ關

スル代表者ヲ定メ當該市町村長ニ申告

スベシ

第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ前項ノ

規定ニ依ル法人ノ代表者タルコトヲ得

ズ

第十條 投票及開票ニ關スル事務ハ市町

村長之ヲ擔任シ其ノ他ノ選舉ニ關スル

事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第十一條 稅務署長ハ調査委員ノ選舉期

日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

前項ノ公示ニハ投票及開票ノ日時及場

所ヲ記載スベシ

第十二條 調査委員ノ選舉ハ無記名投票

ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ

投票所ニ到リ被選舉人一人ノ氏名ヲ投

票用紙ニ記載シテ投票スベシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之

ヲ選舉人ニ交付スベシ

第十三條 市町村長ハ當該市町村内ニ於

テ選舉資格ヲ有スル者ノ内ヨリ一人ノ

立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシ

ムベシ

立會人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當

後五年ヲ經ザル者

ヲ支給ス

第十四條 投票人及投票ノ數量ニ有效投票及

無效投票ノ數

第十五條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ

左ノ事項ヲ稅務署長ニ通知スベシ

一 投票人及投票ノ數量ニ有效投票及

無效投票ノ數

二 投票ヲ無効ト決定シタル事由

三 被選舉人ノ住所、氏名、生年月日

及其ノ得票數

第十六條 稅務署長前條ノ通知ヲ受ケタ

ルトキハ之ヲ調査シ當選人ヲ決定スベ

シ

第十七條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ

當選人トス得票數同ジキトキハ年齡多

キ者ヲ取り年齡モ亦同じキトキハ稅務

署長抽籤シテ之ヲ定ム

第十八條 稅務署長當選人ヲ決定シタル

トキハ其ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人

及市町村長ニ通知スベシ

第十九條 調査委員ニ當選シタル者ハ正

當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得

ズ

當選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第二十條 調査委員第九條第一項各號ノ

一一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職

務ヲ失フ

第二十一條 調査委員ニ缺員ヲ生ジタル

トキハ當選人ト爲ラザリシ者ノ中得票

數多キ者ヨリ順次之ヲ補充ス其ノ得票

數多キ者ヨリ順次之ヲ補充ス其ノ得票

○子爵池田政時君 只今議題トナリマシタ

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

マヌガ数ニ、其ノ専門委員ノ數ヲ十五名ト

昭和十一年五月十九日

シ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

衆議院議長 富田幸次郎
貴族院議長公爵近衛文麿殿

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗
讀致サセマス

二年十一月三十一日迄ノ間ニ於ニ耕地
整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃
貸價格ヲ配賦シタル整理施行地區内ノ
土地ノ賃貸價格ハ稅務署長整理施行者

卷一百一十一

土地賃貸價格改訂法案特別委員會

侯爵大隈 信常君
侯爵佐佐木行忠君

伯爵溝口 直亮君 子爵渡邊 千冬君
二尋一哉 室文君 二尋曾山 三興君

子爵今城 定政君 子爵增山 正興君
男爵記 紹秀君 有告 忠一君

東都記 卷之三

男爵松平外與麿君 菅原通敬君

西野 元君 仲田傳之鬆君

青木才次郎君

卷之三

○議長（公爵近衛文麿君） 日程第四、土地

賃貸價格改訂法施行二件不耕地整理法入特
別ニ關スル法律案、政府提出、衆議院參

卷之二十一

卷之三

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整
理法ノ特例ニ關スル法律案

官報號外 昭和十一年五月二十一日

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十九日

貴族院議長 富田幸次郎

衆議院議長 長公爵近衛文麿殿

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律案

第一條 昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シタル整理施行地區内ノ土地ノ賃貸價格ハ稅務署長整理施行者ノ申請ニ依リ其ノ地區内ノ從前ノ土地ニ付土地賃貸價格改訂法ニ依リ調査シタル賃貸價格（以下調査賃貸價格ト稱）ノ合計額ヲ工事完了ノトキノ現況ニ依リ每筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム

命令ノ定ムル期間内ニ前項ノ申請ナキトキハ第三項ノ規定ニ依リ定タル賃貸價格ヲ以テ前項ノ土地ノ賃貸價格トス

第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦スル迄ハ其ノ土地ノ賃貸價格ハ調査賃貸價格ノ合計額ヲ耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ配賦シタル賃貸價格ニ按分シテ之ヲ定ム

耕地整理法第十三條第二項但書ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二條 耕地整理法第十四條、第十四條ノ二及第十五條ノ規定ハ昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ同法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シタル整理施行地區内ニ同法第十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ノ適用ヲ受クル土地アル

第十四條ノ二及第十五條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ修正シ又ハ設定シタルモノニ付前條ノ調査賃貸價格ヲ算出スル場合ニ之ヲ準用ス但シ前條第三項ニ規定スル場合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セズ

第三條 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シ又ハ按分シタル土地ニシテ現ニ耕地整理減租年期ヲ有セザルモノアルトキハ其ノ賃貸價格ヘ之ヲ配賦シ又ハ按分セザリシモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ土地賃貸價格改訂法第三條第一項ノ規定ヲ適用ス

第四條 第一條第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シタル土地ニ付テハ配賦シタル年ノ翌年分ヨリ配賦シタル賃貸價格ニ依リ、同條第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ按分シタル土地ニ付テハ昭和十三年分ヨリ同條第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦スル年ノ分迄其ノ按分シタル賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第五條 耕地整理法第十六條、第十六條ノ三、第十六條ノ四、第十六條ノ六及第十六條ノ七ノ規定ハ第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シ又ハ按分シタルトキニ於テ整理施行

場合ニ之ヲ準用ス但シ第一條第三項ニ
規定スル場合ニ於テハ整理施行者ノ申
請ヲ要セズ

第六條 前條ノ規定ニ依リ耕地整理法第
十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ヲ

準用シテ賃貸價格ヲ定メタル土地ニ付
テハ賃貸價格ヲ定メタル年ノ翌年分ヨ
リ其ノ賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス但

シ第一條第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ按分シタル土地ニ付テ昭和十三年ノ四ノ規定ヲ準用シテ定メタル賃貸價格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第七條 昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間に於テ耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シタル整理施行地區内ニ從前ノ土地ノ調査賃貸價格ニ依ル地租額ガ從前ノ賃貸價格ニ依ル地租額ノ四倍ヲ超ユル土地アルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル金額ニ相當スル地租ハ整理施行地區内ノ全部又ハ一部ノ土地ニ配分シテ昭和十五年分迄之ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受クベキ土地及金額ハ稅務署長整理施行者ノ申請ニ依リ之ヲ定ム命令ノ定ムル期間内ニ其ノ申請ナキトキハ稅務署長職權ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 昭和十三年一月一日以後耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦スルトキニ於テ整理施行地

區内ニ土地賃貸價格改訂法第四條ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受クベキ土地ア

ル場合ハ其ノ殘期間免除額ニ相當スル

ノ土地ニ配分シテ又ヲ免除ス

地租ハ整理施行地區内ノ全部又ハ一部

ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受クベ

キ土地及金額ハ稅務署長整理施行者ノ申請ニ依リ之ヲ定ム命令ノ定ムル期間

内ニ其ノ申請ナキトキハ稅務署長職權ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 昭和十一年三月三十一日迄ニ耕

地整理法第十三條第二項並ニ昭和六年

法律第二十九號附則第三條第一項第三項、第六條第一項、第十七條第一項及第

十九條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ配賦シ、按分シ又ハ定メタル土地ニシテ耕地整

理法第十六條ノ三、第十六條ノ四又ハ昭和六年法律第二十九號附則第十五條ノ規定ヲ適用シ又ハ準用シタルモノニ

對スル土地賃貸價格改訂法第四條中ノ賃貸價格ハ耕地整理法第十六條ノ三、第十六條ノ四又ハ昭和六年法律第二十九號附則第十五條ノ規定ヲ適用シ又ハ準用セザル額トス

第十條 耕地整理法第十三條第三項ノ規

定ハ第一條第一項第三項、第二條、第五條、第七條第一項及第八條第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 昭和十五年十二月三十一日迄

ヘ耕地整理法第三十四條第二項、第五十條第一項及第六十五條第二項ノ規定トト致シタ點デアリマス、何卒御審議ノ結果

中貨貸價格ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定

ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○政府委員(小林綱治君) 大臣ハ只今樞密

院ノ本會ノ方ニ出席ヲ致シテ居リマスカラ、

大藏省カラ御説明申上ダマス、本法案ハ只今

格改訂法案ト關聯スルモノニアリマス、即

チ耕地整理組合法中ニヘ、貨貸價格及地租ニ關シ、特別ノ規定ガ設ケラレテ居リマシテ、整理施行地ノ貨貸價格及地租ニ付テハ、是等ノ規定ニ依リテ處理致シテ居リマスノ

デ、土地賃貸價格及地租ニ關スル規定ノ特例ヲ設クル必要ガアルノデアリマス、是レ

本案ヲ提出スル所以デアリマス、本法案ノ骨子ハ大體ハ次ノ三點デアリマス、即チ第一點ハ、昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ、耕地整理法ニ依リ賃貸價格ヲ配賦致シマシタ耕地整

理施行地ノ改訂方法ニ關スル規定ヲ設ケマ

スルコト、第二ハ、土地賃貸價格改訂法中、

地租負擔ノ激増緩和ニ關スル規定ヲ耕地整

理施行地ニ適用スル方法ニ付キ特別ノ規定ヲ設ケマスルコト、第三點ハ、耕地整理法

中ニハ同意決議等ノ要件トシテ、賃貸價格ノ計算ヲ要スル規定ガアリマスルガ、是等ノ規定ノ適用ニ付テハ、當分ノ間改訂貨貸

價格ニ依ルヲ要シナイ旨ノ規定ヲ設クルコト

テ貴族院議事速記録第十一號 航路統制法案 第一讀會

果御協賛アラムコトヲ御願ヒ申上ダマス

○子爵池田政時君 土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律案

委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ

一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵西大路吉光君 贊成

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ御動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理

法ノ特例ニ關スル法律案特別委員

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理

法ノ特例ニ關スル法律案特別委員

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理

法ノ特例ニ關スル法律案特別委員

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理

法ノ特例ニ關スル法律案特別委員

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第五、航路

統制法案、政府提出、衆議院送付、第一讀

會、賴母木遞信大臣

航路統制法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因

テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十九日

貴族院議長公爵近衛文麿殿

衆議院議長富田幸次郎

(小字ハ衆議院ノ修正ナリ)

果御協賛アラムコトヲ御願ヒ申上ダマス

○子爵池田政時君 土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律案

委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ

一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵西大路吉光君 贊成

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ御動

議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理

法ノ特例ニ關スル法律案特別委員

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理

法ノ特例ニ關スル法律案特別委員

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理

法ノ特例ニ關スル法律案特別委員

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官朗讀)

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第五、航路

統制法案、政府提出、衆議院送付、第一讀

會、賴母木遞信大臣

航路統制法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因

業者ニ對シ其ノ經營條件ニ關シ必要ナ

ル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條 海運業者ハ命令ノ定ムル事項ヲ

行政官廳ニ届出ヅベシ

第六條 行政官廳ヘ。必要アリト認ムル定ニ依ル措置ヲ爲ス爲トキハ海運業者ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 帝國臣民又ハ帝國法人ニ非ザル者ノ營ム海運業ニシテ其ノ資本ノ全部又ハ一部ガ帝國臣民又ハ帝國法人ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス

第八條 第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外航路

統制委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

航路統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 第三條第二項ノ規定ニ依ル航路ノ經營ノ禁止若ハ制限ニ關スル命令又ハ第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 第六條ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハシタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 海運業者ハ支配人其ノ他ノ代理人又ハ船長其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基ク命令ニ違

反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得

メテ重要ナル使命ヲ有シマスコトヘ、改メ

第十二條 本法又ハ本法ニ基ク命令ニ依

リ海運業者ニ適用スペキ罰則ヘ其ノ者

ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他

ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成

年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定

代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成

年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ

付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(賴母木桂吉君) 只今御上程ニ

ナリマシタ航路統制法案ニ付テ御説明申上

〔國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル〕

○議長(公爵近衛文麿君) 質疑ノ通告ガゴ

ザイマスカラ之ヲ許シマス、橋本辰二郎君

〔橋本辰二郎君演壇ニ登ル〕

○橋本辰二郎君 只今茲ニ提案サレマシタ

ノ目的ヲ以テ、航路ニ於ケル不當ナル競争

ヲ防止スルノ趣旨ニ基カレマシテ、御提案

ニナツタト云フコトデアリマス、航路ノ統制

ノ關シテハ、本員ハ昨春第六十七議會ニ於

シテ、我ガ國運ノ伸暢ノ上ニ於テ誠ニ遺憾

トスル所デアリマス、四面環海ノ我ガ國ト致シマシテハ、海運ガ經濟上並ニ國防上極

上ニ於キマシテ、其ノ運用ダニ宜シキヲ得

マシタナラバ、相當ノ效果ヲ擧グルモノト

見テ宜カラウカト思フノデアリマス、由來

我ガ國ニ於キマシテハ、海運ガ經濟上並ニ

國防上極メテ重要ナル使命ヲ有シテ居ルノ

デアリマス、其ノ消長ナルモノガ國運ノ隆

替ニ多大ノ關係ヲ有シテ居リマスコトヘ、

我ガ國柄ニ顧ミマシテ茲ニ多言ヲ要シナイ

所デアリマス、我ガ國ハ多年海運立國ヲ以

テ國是トナシ、今日ニ至リマシタル所以ノ

モノモ、亦實ニ茲ニ存スルト言ハナケレバ

ナリマセヌ、而シテ我ガ海運ハ近時顯著ナ

ル發達ヲ遂ゲ、諸外國海運ガ、未ダ不況ノ

ニ、茲ニ本案ヲ提出致シマシタ次第アリ

マス、何卒御審議ノ上、御協贊アラムコトヲ希望致シマス

ニ堪ヘザル所デアリマス、翻ツテ國際間ノ情

勢ヲ通觀致シマスト、諸外國ニ於キマシテ

ハ、競争テ自國船主義ヲ標榜致シマシテ、他

國海運ノ進出ヲ極力排除シ、自國海運ヲ保

護強化スルコトニ汲々タルノ有様デアルノ

デアリマス、斯カル情況ノ下ニ於キマシテ、

今後我ガ海運ガ能ク諸外國ノ海運ト頗頑

シ、國際競争ノ覇ヲ制セムガ爲ニハ、政府

及關係當業者トモ、鞏固ナル一致團結ノ精

神ヲ以テ、渾然一體トナリ、外國海運ニ當

ラナケレバ、到底所期ノ目的ヲ達成シ得ナ

イモノデアリマス、斯カル觀點ニ於キマシ

テ、政府ガ本案ニ依リ、不當ナル競争、即

チ我ガ國海運ノ健全ナル發達ヲ阻碍シ、對

外輸送力ヲ弱メ、動モスレバ外國船ヲシテ

乘ズル機會ヲ與フルノ虞アル競争ヲ防止シ、以テ我ガ航路ニ適正ナル秩序ヲ與ヘテ、我

ガ國海運伸張ノ基調ヲ茲ニ確立セムトセラレニ付キマシテハ、本員へ敢テ贊意ヲ表スルニ

吝ナルモノデアリマセヌ、唯本員ノ希望ス

ル所ノモノヘ、當局ガ能ク本案ノ根本精神

ノ存スル所ニ留意セラレテ、其ノ運用ニ當

リ慎重ニ考慮ヲ拂ヒ、所謂角ヲ矯メムトシテ牛ヲ殺ス如キコトヲ避ケラレルコトデアリマス、尙又此ノ場合ニ於キマシテ遞信大臣ニ一言御尋ネ致シテ置キタイコトガアリ

マス、本案ハ先キニ申述べタル如ク、不當

ナル競争ニ因ル我ガ海運經濟力ノ空費ヲ防

止シ、我ガ航路ニ規律ヲ與ヘムトスル一つ

ノ基調的ナ方策タルニ過ギナインデアリマシテ、我ガ海運ノ海外進出ハ、單ニ本案ノ

如キ消極的取締ノミニ依リマシテハ、到底

之ヲ企圖シ得ナイモノト考ヘマス、御承知

ノ如ク、「イギリス」ニ於キマスル不定期航

海補助施設、船質改善ニ對スル低利資金融

通施設、北米合衆國ニ於キマスル船質改善

ニ對スル低金利融通施設、現ニ米國議會ニ

提案中ナリト稱セラレル所ノ所謂「コープ

ランド」案、又ハ「フランス」ニ於ケル「タツ

ソ」法ニ依ル所ノ運航補助施設、船舶抵當

貸付法ニ依ル補助金交付施設等、諸外國ニ

船タルトヲ問ハズ、相當厚ク保護ヲ與ヘテ、

專ラ自國海運ノ保護助長ニ努力致シツ、ア

ル情況ニアリマス、故ニ我國ニ於キマシ

テモ之ニ對應シテ、今後更ニ強力ナル積極

的助長方策ヲ講ズルデナカツタナラバ、我

ガ國海運ノ伸展ヲ期シ得ラレザルハ勿論、我

再ビ昭和五年、六年、七年ニ於ケル如キ不

況ニ沈淪スルノ虞ナキカラ保シ難イト考ヘ

デナク、今後ノ我ガ海運ノ助長ニ付テ、何

等カ積極的施設ヲ實施セラル、ノ御意嚮方

アリヤ否ヤト云フコトヲ、此ノ場合ニ於キ

マシテ伺ヒタイト思ヒマス

（國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル）

○國務大臣（賴母木桂吉君） 御質問ニ御答

へ致シマス、我ガ國ノ海運事業ガ國民經濟

上カラ見マシテモ、國防ノ見地カラ考ヘマ

シテモ、亦國際貸借改善ノ上カラ見マシテ

モ、極メテ重要ナル使命ヲ有シテ居ルノデ

アリマシテ、是ノ發達助長ヲ圖リマスコト

ヘ、我ガ國ノ國是トシテ今日マデ各種ノ方

策ヲ遂行シテ參タノアリマス、本案ヘ御

存ジノ通リニ躍進日本ノ先驅ヲ務メマスル

ナ、歐洲ト北米ヲ結付ケマスルモノノシッ

カリシタモノノ無イコト、邦船ノ無イコトヲ

甚ダ遺憾ニ存ジマスカラ、此ノ邊ニ向シテ一

ツ進出致シマシテ、列強ヲシテ日本ノ海運

ニ付テ、十分ノ認識ヲセシムルヤウニスル

倒レルト云フコトハ、是ハドウシテモ防止

シナケレバナラスト考ヘテ、先刻モ説明致

シマシタ通リニ提出致シタ譯アリマス、

只今橋本サンノ此ノ目的ヲ達スルノハ法ニ

ガラ之ニ對シテ外國船ノ競争ハドウ云フ風

ニシテ之ヲ取締リ、或ハ是ト對抗スルコト

は極メテ大切ナコトト存ジマス、本法案

ニ依リマシテ我ガ國ノ會社ハ、之ヲ統制シ

強化スルコトガ出來ルト存ジマス、併シナ

ガラ之ニ對シテ外國船ノ競争ハドウ云フ風

ニシテ之ヲ取締リ、或ハ是ト對抗スルコト

ガ出來ルノデアリマセウカ、統制サレルト

スカラ十分ニ此ノ邊モ考慮ヲ致シマシテ、付キマシテヘ、銳意調査ヲ進メル積リデアリマス

イカヌト云フ場合ニ於キマシテヘ、斯道ノ練達堪能ノ士竜ニ海運事業ニ非常ナル關心ヲ持ツテ居ラル、人々ヲ集メテ委員會ヲ組

織シテ、而シテ十分ニ此ノ目的ヲ達シ得ラル、ヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス譯デアリマス、兎ニモ角ニモ此ノ法ヲ亂暴ニ適用スル者ガアリマシタナラバ、或ハ非常ナ懸念ヲサレル方モアルデアラウト考ヘマス

ガ、是ハサウ云フヤウナ組織ニ於テ十分ニ防止シ得ラル、ト考ヘマス、尙將來ラドウスルカ、海運政策ニ付テヘドウスルカ、私ハ只日本ノ船舶ガ自由ニ各所ニ發展ヲ致シテ居ルコトヲ甚ダ喜ブモノデアリマス

ガ、未ダ所謂海運界ノ檜舞臺トモ稱スベキ「ニューヨーク」、「ロンドン」ト云フヤウシテ居ルコトヲ甚ダ喜ブモノデアリマス

シテ、時間ガゴザイマセヌカラ私ハ極メテ簡單ニ質問ヲ致シタイト存ジマス、只今橋本サンノ御質問竝ニ遞信大臣ヲ御説明ニ依リマシテ、主ナルコトハ承知致シマシタ、私モ大體ニ於キマシテ橋本サンノ御質問ト似タ所ガゴザイマス、ソレハ此ノ法案ハ通商貿易ト密接ナ關係ガゴザイマシテ、我ガ躍進日本ノ尖端ヲ行ク海運國策トモ云フベキノ海運業ノ發展ト云フコトヘ、極メテ大切ナコトデアリマスノデ、此ノ法案ニ依リマシテ我ガ海運業ガ健全ナル發達ラスル、

是ハ極メテ大切ナコトト存ジマス、本法案ニ依リマシテ我ガ國ノ會社ハ、之ヲ統制シ

ガラ之ニ對シテ外國船ノ競争ハドウ云フ風ニシテ之ヲ取締リ、或ハ是ト對抗スルコト

云フコトヘ必要ガアルノデハナイカト云フ

コトヲ痛感ヲ致シマスルカラ、此ノ問題ニ

○議長（公爵近衛文麿君） 侯爵德川義親君

（侯爵德川義親君演壇ニ登ル）

○侯爵德川義親君 航路統制法案ニ付キマ

シテ、時間ガゴザイマセヌカラ私ハ極メテ

簡單ニ質問ヲ致シタイト存ジマス、只今橋

本サンノ御質問竝ニ遞信大臣ヲ御説明ニ依

リマシテ、主ナルコトハ承知致シマシタ、

私モ大體ニ於キマシテ橋本サンノ御質問ト

似タ所ガゴザイマス、ソレハ此ノ法案ハ通

商貿易ト密接ナ關係ガゴザイマシテ、我ガ

躍進日本ノ尖端ヲ行ク海運國策トモ云フベ

キノ海運業ノ發展ト云フコトヘ、極メテ

大切ナコトデアリマスノデ、此ノ法案ニ依

リマシテ我ガ海運業ガ健全ナル發達ラスル、

是ハ極メテ大切ナコトト存ジマス、本法案

ニ關スル問題等ハ、之ヲ再検討致シマシ

テ、合理的ニ日本海運界ノ發展ノ爲ニ、改

本ノ將來ドウシテモ發展シテ行カナケレバ

ナラヌモノト考ヘテ、只今調查ヲ致シテ居リマスモノハ之ヲ繼續シ、又航路ノ補助

シナケレバナラスト考ヘテ、先刻モ説明致

リマシテアリマス、故ニ我國ニ於キマシ

テモ之ニ對應シテ、今後更ニ強力ナル積極

的助長方策ヲ講ズルデナカツタナラバ、我

ガ國海運ノ伸展ヲ期シ得ラレザルハ勿論、我

再ビ昭和五年、六年、七年ニ於ケル如キ不

況ニ沈淪スルノ虞ナキカラ保シ難イト考ヘ

デナク、今後ノ我ガ海運ノ助長ニ付テ、何

等カ積極的施設ヲ實施セラル、ノ御意嚮方

アリヤ否ヤト云フコトヲ、此ノ場合ニ於キ

マシテ伺ヒタイト思ヒマス

（國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル）

○橋本辰二郎君 只今航路統制ニ對スル重

ねテノ御説明竝ニ現遞信當局ガ懷抱セラル所ノ我ガ海運政策ノ一端ヲ伺フコトガ出

來タノデアリマス、其ノ當否竝ニ方法等ニ付キマシテヘ批判ヲ差控ヘマシテ、他ノ機

用スル者ガアリマシタナラバ、或ハ非常ナ

懸念ヲサレル方モアルデアラウト考ヘマス

ガ、是ハサウ云フヤウナ組織ニ於テ十分ニ

防止シ得ラル、ト考ヘマス、尙將來ラドウ

スルカ、海運政策ニ付テヘドウスルカ、私

ハ只日本ノ船舶ガ自由ニ各所ニ發展ヲ致

シテ居ルコトヲ甚ダ喜ブモノデアリマス

ガ、未ダ所謂海運界ノ檜舞臺トモ稱スベキ

「ニューヨーク」、「ロンドン」ト云フヤウ

シテ、時間ガゴザイマセヌカラ私ハ極メテ

簡単ニ質問ヲ致シタイト存ジマス、只今橋

本サンノ御質問竝ニ遞信大臣ヲ御説明ニ依

リマシテ、主ナルコトハ承知致シマシタ、

私モ大體ニ於キマシテ橋本サンノ御質問ト

似タ所ガゴザイマス、ソレハ此ノ法案ハ通

商貿易ト密接ナ關係ガゴザイマシテ、我ガ

躍進日本ノ尖端ヲ行ク海運國策トモ云フベ

キノ海運業ノ發展ト云フコトヘ、極メテ

大切ナコトデアリマスノデ、此ノ法案ニ依

リマシテ我ガ海運業ガ健全ナル發達ラスル、

是ハ極メテ大切ナコトト存ジマス、本法案

ニ關スル問題等ハ、之ヲ再検討致シマシ

テ、合理的ニ日本海運界ノ發展ノ爲ニ、改

本ノ將來ドウシテモ發展シテ行カナケレバ

ナラヌモノト考ヘテ、只今調查ヲ致シテ居リマスモノハ之ヲ繼續シ、又航路ノ補助

シナケレバナラスト考ヘテ、先刻モ説明致

リマシテアリマス、故ニ我國ニ於キマシ

テモ之ニ對應シテ、今後更ニ強力ナル積極

的助長方策ヲ講ズルデナカツタナラバ、我

ガ國海運ノ伸展ヲ期シ得ラレザルハ勿論、我

再ビ昭和五年、六年、七年ニ於ケル如キ不

況ニ沈淪スルノ虞ナキカラ保シ難イト考ヘ

デナク、今後ノ我ガ海運ノ助長ニ付テ、何

等カ積極的施設ヲ實施セラル、ノ御意嚮方

アリヤ否ヤト云フコトヲ、此ノ場合ニ於キ

マシテ伺ヒタイト思ヒマス

時ニ我ガ國ノ海運業ガ強化サレルコトヘ分ッテ居リマスケレドモ、此ノ國際海運業ノ激甚ナ競争ニ際シテ、果シテ斯ウ云フ統制法ニ依ツテ統制サレテ居ル場合ニ、激シイ競争ガヤツテ行ケルカドウカ、是ハ或ハ此ノ本法案ヲ出サレマシタ趣旨トハ少シ違フカモ知レマセヌケレドモ、私ハ此ノ國際海運業ノ激烈ナ競争ニ際シテ、ドウ云フ方法ヲ執リニナル、或ハ覺悟ヲ持ツテオイデニナルカ、ソレガ私ハ伺ッテ見タイト存ジマス、第2ハ此ノ問題ハ相當ニ外交上大キナ關係モアルノデハナイカト存ジテ居リマス、即チ昨日提出サレマシタ重要輸出品取締法案ノ如キモノモ、其ノ意味ニ於テ重要ナル法案ト存ジマスルガ、我ガ國ノ商品ガ海外ニ著シク進出致シテ參リマシテ、列強ハ之ニ非常ニ脅威ヲ感ジテ居リマス爲ニ、時ニ依リマシテヘ通商條約モ無視致シマシテ、邦貨ニ壓迫ヲ致シテ居リマス、我ガ國ハ今特ニシテ、我ガ商權ヲ護リマス大切ナル時動サセテ、我ガ商權ヲ確保スル爲ニ戰ツテ參ラナケレバナリマセヌ、或ハ通商擁護法ノ如キモノヲ發動サセテ、我ガ商權ヲ護リマス大切ナル時私ハ存ジマス、此ノ航路統制法案ノ如キモノハ、或ハ逆ニ彼等ニ對シテ、隙ヲ見セテ乗セラレル機會ヲ與ヘルモノガアリハシナイカ、是ハ或ハ私ノ杞憂ニ過ギナイカモ知レマセヌ、併シ是カラ強ク戰ツテ行カナケレバナラナイ場合ニ、此ノ法案ノ適用如何ニ依ツテハ、強ク戰フコトガ出來ナタナル虞ガアリハシナイカ、是ガ私ハ伺ッテタイ第一ノ問題デアリマス、第三ハ此ノ統

制定案ノ第七條ニ「帝國臣民又ハ帝國法人ニ非ザル者ノ營ム海運業ニシテ其ノ資本ノ全部又ハ一部ガ帝國臣民又ハ帝國法人ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス」トゴザイマス、此ノ簡條ハ帝國法人ニ非ザル者ノ營ム海運業者ハ如何ニシテ本法ヲ適用スルコトガ出來ルノデアリマセウカ、此ノ點ニ付キマシテ外務當局トモ御打合ノ上ニ此ノ條項ガ差加ヘラレタノデゴザイマセウカ、此ノ點ハ可ナリ外交上ノ相當ナ問題デアルノデハナイデゴザイマセウカ、此ノ以上ノ三點ニ付テ私ハ伺ヒタインデアリマス

(國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル)
○國務大臣賴母木桂吉君 德川侯爵ノ御問ニ御答ヲ致シマス、外國船ノ競争ヲ取締マシテヘ通商條約モ無視致シマシテ、邦貨ニ壓迫ヲ致シテ居リマス、我ガ國ハ今特ニシテ、我ガ商權ヲ護リマス大切ナル時動サセテ、我ガ商權ヲ確保スル爲ニ戰ツテ參ラナケレバナリマセヌ、或ハ通商擁護法ノ如キモノヲ發動サセテ、我ガ商權ヲ護リマス大切ナル時私ハ存ジマス、此ノ航路統制法案ノ如キモノハ、或ハ逆ニ彼等ニ對シテ、隙ヲ見セテ乗セラレル機會ヲ與ヘルモノガアリハシナイカ、是ハ或ハ私ノ杞憂ニ過ギナイカモ知レマセヌ、併シ是カラ強ク戰ツテ行カナケレバナラナイ場合ニ、此ノ法案ノ適用如何ニ依ツテハ、強ク戰フコトガ出來ナタナル虞ガアリハシナイカ、是ガ私ハ伺ッテタイ第一ノ問題デアリマス、第三ハ此ノ統

制定案ノ第七條ニ「帝國臣民又ハ帝國法人ニ非ザル者ノ營ム海運業ニシテ其ノ資本ノ全部又ハ一部ガ帝國臣民又ハ帝國法人ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス」トゴザイマス、此ノ簡條ハ帝國法人ニ非ザル者ノ營ム海運業者ハ如何ニシテ本法ヲ適用スルコトガ出來ルノデアリマセウカ、此ノ點ニ付キマシテ外務當局トモ御打合ノ上ニ此ノ條項ガ差加ヘラレタノデゴザイマセウカ、此ノ點ハ可ナリ外交上ノ相當ナ問題デアルノデハナイデゴザイマセウカ、此ノ以上ノ三點ニ付テ私ハ伺ヒタインデアリマス

(國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル)
○議長(公爵近衛文麿君) 政府委員
(政府委員猪野毛利榮君演壇ニ登ル)
○政府委員(猪野毛利榮君) 只今外務大臣ハ樞密院ニ行ッテ居リマスルカラ、私ガ代々商權ヲ確保スル爲ニ戰ツテ參ラナケレバナリマセヌ、或ハ通商擁護法ノ如キモノヲ發動サセテ、我ガ商權ヲ護リマス大切ナル時私ハ存ジマス、此ノ航路統制法案ノ如キモノハ、或ハ逆ニ彼等ニ對シテ、隙ヲ見セテ乗セラレル機會ヲ與ヘルモノガアリハシナイカ、是ハ或ハ私ノ杞憂ニ過ギナイカモ知レマセヌ、併シ是カラ強ク戰ツテ行カナケレバナラナイ場合ニ、此ノ法案ノ適用如何ニ依ツテハ、強ク戰フコトガ出來ナタナル虞ガアリハシナイカ、是ガ私ハ伺ッテタイ第一ノ問題デアリマス、第三ハ此ノ統

制定案ノ第七條ニ「帝國臣民又ハ帝國法人ニ非ザル者ノ營ム海運業ニシテ其ノ資本ノ全部又ハ一部ガ帝國臣民又ハ帝國法人ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス」トゴザイマス、此ノ簡條ハ帝國法人ニ非ザル者ノ營ム海運業者ハ如何ニシテ本法ヲ適用スルコトガ出來ルノデアリマセウカ、此ノ點ニ付キマシテ外務當局トモ御打合ノ上ニ此ノ條項ガ差加ヘラレタノデゴザイマセウカ、此ノ點ハ可ナリ外交上ノ相當ナ問題デアルノデハナイデゴザイマセウカ、此ノ以上ノ三點ニ付テ私ハ伺ヒタインデアリマス

(國務大臣賴母木桂吉君演壇ニ登ル)
○議長(公爵近衛文麿君) 贊成
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

(角倉書記官則讀)

航路統制法案特別委員

公爵一條 實孝君 侯爵徳川 義親君

伯爵堀田 正恒君 子爵野村 益三君

子爵松平 保男君 子爵井上 勝純君

男爵東久世秀雄君 黒崎 定二君

男爵近藤 滋彌君 男爵橋元 正輝君

竹越與三郎君 坂野鉄次郎君

八田 嘉明君 橋本辰一郎君

野村 德七君

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第六、重要肥料業統制法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、小川商工大臣

重要肥料業統制法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十九日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

重要肥料業統制法案

第一條 本法ハ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業及農業經營ノ改善發達ヲ期スルコトヲ目的トス

第二條 本法ノ適用ヲ受クル肥料ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ於テ肥料製造業ト稱スルハ命令ノ供給

ノ定ムル所ニ依リ肥料ヲ製造スル事業ヲ謂フ

第三條 肥料製造業者ハ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業ノ改善發達ヲ期スル爲政府ノ認可ヲ受ケ肥料ノ種類別ニ肥料製造業組合ヲ設立スルコトヲ得

第四條 肥料製造業者肥料製造業組合ヲ設立セザル場合ニ於テ政府必要アリト認ムルトキハ肥料製造業者ニ對シ肥料製造業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者命令ノ定ムル所ニ依リ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

ノ生ジタルトキ亦同ジ

肥料製造組合ノ設立又ハ登記シタル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ

之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 肥料製造業組合ハ肥料ノ種類毎ニ一箇トス

第九條 肥料製造業組合ニハ所得稅及營業収益稅ヲ課セズ

第十條 肥料製造業組合ノ設立アリタルトキハ肥料製造業組合ノ組合員ニ對シ肥料製造業組合ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業ニ營ムコトヲ得

第六條 肥料製造業組合ハ左ノ事業ヲ行

昭和十一年五月十九日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

重要肥料業統制法案

第一 肥料ノ製造總數量及各組合員ニ對スル其ノ割當ノ決定、肥料ノ販賣價格ノ決定其ノ他肥料ノ生産又ハ販賣但

ニ關スル決定

スル其ノ割當ノ決定、肥料ノ販賣價

格ノ決定其ノ他肥料ノ生産又ハ販賣但

ニ限ル

肥料ノ生産又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

肥料ノ生産又ハ販賣ノ供給ノ届出後命令ノ定ムル期間内亦同ジ

四 其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業

第七條 肥料製造業組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス

肥料製造業組合ノ設立アリタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スペシ登記シタル事項中ニ變更

又ハ移入ニ關シ統制協定ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 肥料製造業組合肥料ノ製造總數量及各組合員ニ對スル其ノ割當ノ決定又ハ肥料ノ販賣價格ノ決定ヲ爲サザル場合ニ於テ政府公益上必要アリト認ムルトキハ其ノ決定ヲ爲スペキコトヲ得

第十四條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ肥料製造業組合ノ組合員ニ對シ肥料ノ生産又ハ販賣ニ關スル組合ノ決

定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條 政府ハ肥料製造業組合又ハ其ノ組合員ニ對シ其ノ業務ニ關シ報告ヲ

ノ組合員ト爲スコトヲ得

第十一條 肥料製造業組合第六條第一號ノ決定ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施前豫メ之ヲ政府ニ届出デ其ノ承認ヲ受タベシ

肥料製造業組合ノ組合員ハ前項ノ規定ニ依ル届出前ニ於テハ其ノ決定ニ基キ

肥料製造業組合ノ組合員ハ前項ノ規定ニ依ル監督上必要アリト認ムルトキハ當

該官吏ヲシテ肥料製造業組合又ハ其ノ組合員ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ

業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於

テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシム

政府肥料ノ需給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ第一項ノ決定ノ全部又ハ一部ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

肥料製造業者又ハ肥料製造業組合ハ肥料ノ生産、販賣、輸出、輸入、移出

組合ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ

肥料製造業組合ノ設立アリタルトキハ肥料ノ生産、販賣、輸出、輸入、移出

第十六條 肥料製造業組合ノ決議又ハ組合ノ役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ政府ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ政府ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 決議ノ取消

二 役員ノ解任

三 組合ノ事業ノ停止

四 組合ノ解散

第十七條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外肥料製造業組合ノ設立、登記、組織、管理、解散、清算其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ肥料ノ輸出又ハ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第十九條 第十一條第三項ノ規定ニ依ル處分、前條ノ規定ニ依ル制限其ノ他本法施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諸問題ニ應ゼシムル爲重要肥料業委員會ヲ置ク

第十條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハヲ以テ之ヲ定ム

第十條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二項ノ規定ニ違反シタル者

三 第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ肥料ノ輸出又ハ輸入ヲ爲シタル者

前項第四號ノ場合ニ於テハ其ノ肥料ヘハ一部ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第二十一條 第十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 正當ノ事由ナクシテ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ其ノ他政府ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五百圓以下の罰金ニ處ス

第二十三條 嘗該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下の罰金ニ處ス

第二十四條 肥料製造業組合、肥料製造業組合ノ組合員、肥料製造業者其ノ他肥料ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、

可ヲ受ケズシテ統制協定ヲ爲シタル者

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 肥料製造業組合第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザルトキハ組合ノ役員ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十七條 肥料製造業組合本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキハ組合ノ役員又ハ清算人ヲ三百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヘ前一條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録稅法第十九條第七號中「又ハ輸出組合聯合會」ヲ、輸出組合聯合會又ハ肥料製造業組合ノ需給ノ圓滑ト價格ノ公正ヲ圖リマシテ、斯業經營ノ安定ヲ期シ、其ノ事業ノ改善發達ヲ圖リマスコトヘ、獨リ農業トノ關係カラ見テ最モ緊要デアリマスノミナラズ、

○國務大臣(小川郷太郎君)只今議題トナリマシタ重要な肥料業統制法案へ、商工、農林兩省ノ共同提案ニ係ルモノデアリマスガ、便宜上私カラ大體ノ趣旨ヲ御説明申上ゲマス、申ス迄モナク肥料ハ全國民ノ過半數ヲ占メ、而モ其ノ大部分ガ過小經營者デアル農家ノ必需品デアリマシテ、肥料代ハ是等農家ノ農業經營ニ要スル現金支出中、相當大ナル部分ヲ占メテ居ルモノデアリマスルガ故ニ、農家ニ肥料ヲ豊富且低廉ニ供給致シマシテ、農業生産費ノ低減ヲ圖ルコトハ、實ニ農家經濟改善上ノ急務デアリマスノミナラズ、我ガ國全般ノ經濟政策ノ上カラ見マシテモ、亦最モ緊要ト存ズル次第デアリマス、肥料ヲ豊富且低廉ニ供給致シマスル爲ニヘ、販賣肥料中ノ指導的地位ヲ占ムル化學肥料ニ付キマシテ、其ノ需給ノ圓滑ト價格ノ公正ヲ圖ルコトガ最モ肝要ト存ゼラレルノデアリマス、而シテ是等ノ化學肥料ヲ製造スル化學肥料工業へ、一面ニ於テ基礎工業トシテ、他面ニ於テ軍需工業トシテ、產業上並ニ國防上極メテ重要ナル地位ヲ占メテ居ルモノデアリマス、從ツテ其ノ製品ノ需給ノ圓滑ト價格ノ公正ヲ圖リマシテ、斯業經營ノ安定ヲ期シ、其ノ事業ノ改善發達ヲ圖リマスコトヘ、獨リ農業トノ關係カラ見テ最モ緊要デアリマスノミナラズ、

ヲ圖ル爲ニ、從來製絲業法中ニアリマシテ所ノ製絲業者ノ生絲共同施設組合制度ニ關スル規定ヲ蠶絲業法中ニ移シ換ヘマシテ、組合構成ノ業者ノ範圍ヲ獨り製絲業者ノミナラズ、他ノ蠶絲業者ニモ及ボスヤウニ致シテ居ルノデアリマス、抑、我國ノ蠶絲業ガ、農村ヘ勿論ノコト、國民經濟竝ニ貿易上ニ於キマシテ、極メテ重要ナ地位ヲ占メテ居リマスルコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、然ルニ此ノ重要産業タル蠶絲業ガ、最近海外經濟界ノ影響ト、竝ニ人造絹絲工業ノ躍進トニ依リマシテ、著シイ打撃ヲ受ケツ、アリマスルコトハ誠ニ遺憾トスル所デアリマス、サウシテ此ノ際蠶絲業ノ更生ヲ圖リマスルコトヘ、極メテ我方國ト致シマシテ緊要ナルコト言ヘナケレバナリマセヌ、從テ政府ニ於キマシテモ、蠶絲業ノ更生刷新ヲ圖ル爲ニ恒久のノ方策ノ樹立、實行ニ付テ種々ト努力ヲ盡シテ居ルヤウデアリマスルシ、是亦然ルベキコトト存ズルノデアリマスル、即チ是等ノ三法案ノ恒久的方策ノ具體的施設ノ一端トシテ極メテ重要デアリ、急施ヲ要スル所ノモノデアルト存ゼラレマス、御承知ノ如ク此ノ法案ハ所謂農村關係ノ重要法案トシテ、殊ニ前々議會以來種々論議ノ多カツタモノデ、法案ハ曾テ審議未了トナッタモノデアリマス、併シナガラ今回ノ提案ニ付キマシテハ、政府ニ於テ其ノ後民間ニ於ケル輿論ニモ能ク之ヲ聽キ、十分ノ考究ヲ遂ゲテ產納

法案第一條、第五條ニ於テ適當ナル修正ヲ
加ヘラレタ結果、今回ノ業界ニ於キマシテ

リマシテ、希望決議ヲ朗讀致シマスルナラ

案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ガゴザ
イマセヌカ

「異議ナシ」ト平フ者アリ

長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

卷之三

會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

卷之三

議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異讀〕」。呼者〔異〕

メマス

卷之三

第二讀會ノ決議通リデ御異議ガゴザイマセ

○義姫(公爵五箇文藝部) 即異義ナシ、即

メマス

○議長（公爵近衛文麿君）　日程第十、昭和

卷之三

九年度國有材產曾咸總計算書報告、會議、

委員長報告　是等兩報告ハ一括シテ委員長

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君）御異議ナシト
詫び

官報號外

昭和十一年五月十一日

貴族院議事速記錄第十一號

昭和九年度歳入歳

總決算 昭和九年度各特別會計歲入歲出

算報告外一件
會議
一五

右ノ通議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月十八日

委員長 男爵東久世秀雄

貴族院議長公爵近衛文麿殿

（男爵東久世秀雄君演壇ニ登ル）

○男爵東久世秀雄君 只今議題ニナリマン

タ昭和九年度歲入歲出總決算書ニ付申上ダ

書ニ付キマシテ、委員會ノ御報告ヲ申上ダ

入ニ於キマシテ、經濟部ニ屬シマスルモノガ

十三億四千二百餘萬圓、臨時部ニ屬スルモ

ノガ九億四百餘萬圓、合計二十二億四千六

百餘萬圓デゴザイマス、之ニ對シマシテ歲

出ノ決算額ハ經常部ニ於キマシテ十二億二

千四百餘萬圓、臨時部ニ於キマシテ九億三

千八百餘萬圓、合計二十一億六千三百餘萬

圓デゴザイマス、歲入歲出ヲ差引キマシテ

八千三百餘萬圓ノ剩餘ヲ生ズル計算デゴザ

イマス、此ノ剩餘額カラ致シマシテ、昭和

十年度ニ繰越シマシテ歲入等ノ財源ニ充テ

マシタ金額七千二百餘萬圓ヲ差引キマス

ト、結局昭和九年度ニ於キマス一般會計ノ

純剩餘金ハ、一千百餘萬圓ト相成ル計算デ

ゴザイマス、此ノ剩餘金ハ、昭和八年度以

前ニ生ジマシタ剩餘金七百餘萬圓ヲ含シテ

居ルノデゴザイマス、昭和九年度ニ於キマ

シテ新ニ生ジマシタ剩餘金ハ四百餘萬圓デ

ゴザイマス、此ノ外ニ特別會計ガ三十四會

計ニナシテ居リマシテ、其ノ決算金額ヲ一々

申上ダマスコトハ繁雜ニ瓦リマスカラ、詳

シクハ決算書類デ御承知戴キマシテ、茲ニ申上ダルコトヲ省略致シタイト思ヒマス、次ニ國有財產増減總計算書ニ付申上ダマス、昭和九年度中ニ於キマシテ增加致シマタ國有財產ノ額ハ十一億九百餘萬圓、減少致シマシタ額ハ七億二千三百餘萬圓デゴザイマス、結局昭和九年度ニ於キマシテ國有財產ニハ三億八千六百餘萬圓ノ增加ト相成ツタノデゴザイマス、從ツテ昭和九年度末ニ於キマスル國有財產ノ總額ハ八十九億七千九百餘萬圓トナリマス、此ノ増減ノ理由ハ種々デゴザイマシテ、煩雜ニ瓦リマスカラ此處ニハ申上ダマセヌ、委員會ハ去ル五日ニ第一回ヲ開會致シマシテ、政府ヨリ一般的ノ説明ヲ聽取リマシテ、決算ハ直チニ各分科ニ付託ヲ致シマシタ、國有財產増減書ハ先例ニ依リマシテ小委員ヲ選ビマシテ、小委員會ニ付託致シマシタ、分科會竝ニ小委員會へ審査期限ノ短イノニモ拘ラズ、連日開會ヲサレマシテ、慎重ニ審査ヲ盡サレ、去ル十八日ニ第二回ノ委員會ヲ開會致シマシテ、各分科ノ主査竝ニ小委員會ノ委員長カラ詳細ナル報告書ガゴザイマシテ、勤務ノ副領事ノ茂木某ガ大正十五年以降昭和十年迄ノ間ニ於キマシテ收入印紙ノ賣却ニ係ル事業費ニ於キマシテ、青島ノ總領事館成リマシタ事項ハ、第一ハ一般會計ノ歲入ト特別會計ノ對支文化事業費ノ外務省ノ支出ニ於キマシテハ此ノ事件ニ限ラズ昭和九年度ノニ於キマシテ、他ニモ官立學校ノ職員ノ不正事件ガアリマスノデ、一般的ニ希望決議トシテ政府ニ嚴密ナル注意ヲ促ス必要アリトシテ希望決議ヲ附加ヘマシテゴザイマス、次ニ國有財產ノ増減總計算書ニ付キシテハ、國有財產ノ範圍、數量、價格竝ニ其ノ算定ノ方法、整理增減ノ事由等ニ付キマシテ、詳細ニ慎重ニ審査ノ上全部承認ヲ致シマシタノデゴザイマス、尙附加ヘテ申上ダマスコトヘ、昭和四年ニ決算委員會ニ上ダマスコトヘ、昭和四年ニ決算委員會ニシテマシテ希望トシテ決議セラレマシタ國有財產法ヲ外地即チ臺灣朝鮮等ニ施行スルシマシテ嚴重ナル訓令ヲ發セラレマシテ、其ノ後毎年決算委員

タモノデゴザイマシテ、高雄州及臺北州ノ徵收ニ係ルモノデゴザイマス、政府ニ對シテ將來ノ注意ヲ促スベキモノト認メタモノガ九十六件デゴザイマス、其ノ主ナルモノハ歲入ノ徵收過竝ニ歲入ノ徵收不足、物件ノ購入、補助金ノ交付等ニ關スル件デゴザイマシテ、之ヲ一々申上ダルコトハ省略致シマス、其ノ他ハ全部異議ナイト云フコトニ相成ツタノデアリマス、次ニ政府ニ對シマシテ將來ノ注意ヲ促スト云フ程度デハ輕キニ失スルト云フノデ、委員會ニ於キマシテハ更ニ希望決議ヲ附加ヘテ議決セラレタノデゴザイマス、只今ソレヲ朗讀致シマス

昭和九年度決算ヲ審査スルニ外務省所管在外公館竝文部省所管官立學校ニ於ケル會計監督ニ付遺憾ノ點アリ、政府ハ將來嚴密ナル注意アラムコトヲ望ム

昭和九年度決算ヲ審査スルニ外務省所管在外公館竝文部省所管官立學校ニ於ケル會計監督ニ付遺憾ノ點アリ、政府ハ將來

ト云フノデゴザイマス、此ノ希望決議ト相成リマシタ事項ハ、第一ハ一般會計ノ歲入ト特別會計ノ對支文化事業費ノ外務省ノ支出ニ於キマシテハ此ノ事件ニ限ラズ昭和九年度ノニ於キマシテ、他ニモ官立學校ノ職員ノ不正事件ガアリマスノデ、一般的ニ希望決議トシテ政府ニ嚴密ナル注意ヲ促ス必要アリトシテ希望決議ヲ附加ヘマシテゴザイマス、次ニ國有財產ノ増減總計算書ニ付キシテハ、國有財產ノ範圍、數量、價格竝ニ其ノ算定ノ方法、整理增減ノ事由等ニ付キマシテ、詳細ニ慎重ニ審査ノ上全部承認ヲ致シマシタノデゴザイマス、尙附加ヘテ申上ダマスコトヘ、昭和四年ニ決算委員會ニシテマシテ希望トシテ決議セラレマシタ國有財產法ヲ外地即チ臺灣朝鮮等ニ施行スルシマシテ嚴重ナル訓令ヲ發セラレマシテ、其ノ後毎年決算委員

會ニ於キマシテ論議セラレマシテ、質問應答ガゴザイマシタガ、今回政府ハ昭和十二年度ノ初頭ニ於キマシテ、國有財產法ヲ外地ニ施行スルヲ適當ト認メマシテ、本年度ノ追加豫算ニ各外地ニ於キマス準備ノ經費ヲ要求スルコトニ相成ツクサウデゴザイマス、誠ニ結構ノコトト存ジマス、終リニ一言申上ゲマスコトハ、委員會ニ於キマシテノ決議ニ對スル政府ノ善後處分ニ付キマシテ、文部省ノ事例ヲ引カレマシテ政府ノ意嚮ヲ質問サレマシタ、之ニ對シマシテ又意見ノ御陳述モゴザイマシテ、文部大臣ハ之ニ對シマシテ御意見ニ副フヤウニ努力スル旨ヲ述べラレマシタ、尙學校ノ會計監督ニ付テハ、一層嚴密ナル注意ヲスル旨ヲ言明セラレマシタ、又決算ノ審査方針ニ付キマシテ、一委員カラ意見ノ陳述ガゴザイマシタ、ソレハ委員會ニ於キマシテ從來先例トシテ取扱ツテ居リマスル決算ノ審査方針ノ四ツノ項目ガゴザイマス、是ガ審査報告ヲ致シマス上ニ於キマシテ、當嵌マラナイ點モアルヤウニ考ヘラレルカラ、今後調査考究ノ上ニ適當ニ改メラル、必要ガアリハシナイカト云フ意見ヲ述べラレマシタ、以上ヲ以チマシテ決算委員會ノ報告ヲ終ルコトニ致シマス、尙詳シイコトハ速記録ヲ御覽下サルコトヲ御願ヒ致シマス、

○議長(公爵近衛文麿君) 採決ヲ致シマス、

決算委員長ノ報告通リテ御異議ガゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス、日程ハ是ニテ全部終了致シマシタ

セヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致シマス
(角倉書記官朗讀)

本日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

職業紹介法中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵大隈 信常君
副委員長 高鳥 順作君

重要輸出品取締法律案特別委員會

委員長 伯爵林 博太郎君
副委員長 男爵松岡 均平君

米穀自治管理法案特別委員會

委員長 子爵片桐 貞央君

本日委員長ヨリ豫算委員小久保喜七君ヲ第六分科擔當委員ニ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

○議長(公爵近衛文麿君) 次會ノ日程ハ決定次第、彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後零時二十二分散會

